

軽費老人ホーム A 型運営費補助に係る処遇改善について

令和 6 年 4 月 1 日 社会福祉法人 楽友会

令和 6 年 1 0 月 1 日更新

軽費老人ホーム偕楽荘に勤務する正職員に対し、令和 4 年 9 月から実施していた旧給与規程別表 3 における 1 8 について、処遇改善にかかる表記は令和 6 年 4 月の新給与制度施行に伴い別表から条文への表記となり、詳細は介護保険施設事業所と同様に処遇改善の通知により行われる。支給内容詳細は今までのものと同様で以下のとおりとなっており本年度以降も継続となっています。

(1) 令和 4 年 9 月 1 日～ 処遇改善手当支給内容（管理職を除く）

- ・偕楽荘 介護正職員 各月額 5,500 円
- ・偕楽荘 相談・看護・栄養正職員 各月額 3,000 円

(2) 令和 6 年 8 月 1 日～ 管理職を除く支給条件の廃止

(3) 令和 6 年 1 0 月 1 日～ 処遇改善手当 支給増加内容（給与明細項目は（1）と同様

（1）の既支給しているものに加えて、追加の処遇改善手当Ⅱの決定に基づき、
以下のように支給いたします。

- ・偕楽荘 介護正職員 各月額 3,000 円（増額）
- ・偕楽荘 相談・看護・栄養正職員 各月額 1,600 円（増額）
- ・偕楽荘 事務正職員 各月額 2,100 円（新設）